

回覧

平成27年9月16日

各位

かすみがうら市長 坪井 透
(農林水産課扱い・公印省略)

有害鳥獣（カラス）捕獲の実施について（お知らせ）

このことについて、カラスによる農作物への被害防止のため、下記のとおり有害鳥獣捕獲を行いますのでお知らせします。

捕獲期間中は事故等の無いように安全には十分注意して実施をしますので、皆様方のご理解、ご協力をお願いいたします。

記

1. 捕獲鳥獣 カラス
2. 捕獲期間 10月3日・4日・10日・11日・17日・18日
 24日・25日・31日・11月1日
 ※土曜日・日曜日に実施
3. 捕獲区域 霞ヶ浦地区全域（銃禁区域除く）

 ※「鳥獣の保護及び適正化に関する法律」を遵守し、
 住居や公園など人が集まる場所や銃禁区域での
 捕獲は実施しません。
4. 捕獲方法 銃器・わなによる捕獲
5. 従事者 土浦農業協同組合
 (かすみがうら市有害鳥獣捕獲隊・オレンジ色ベストを着用)
6. 連絡先 かすみがうら市環境経済部農林水産課
 電話：029-897-1111（内線2505）